5　基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業を営もうとする場合にあつては、当該基礎的電気通信役務の提供に関する問合せを受けるための電話番号その他の連絡先	［新設］
注　「当該基礎的電気通信役務の提供に関する問合せを受けるための電話番号その他の連絡先」については、他の基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者が連絡可能な連絡先を記載すること。利用者が連絡可能な連絡先を併せて記載する場合には、その旨を明記の上で記載すること。	
6　［略］	5　［同左］
［注　略］	［注　同左］
様式第９（第９条第５項関係）	**様式第９**（第９条第５項関係）
［略］	［同左］
［注１　略］	［注１　同左］
2　基礎的電気通信役務（法第10条第１項第３号イに規定する第一号基礎的電気通信役務又は同号ロに規定する第二号基礎的電気通信役務に限る。）に係る業務区域の減少をしようとする場合であつて、法第26条の４第２項に規定する届出を行つていないときは、様式第15の２を添付すること。	［新設］
3　［略］	2　［同左］
様式第９の２（第９条第６項第１号関係）	**様式第９の２**（第９条第６項第１号関係）
［略］	［同左］
［注１　略］	［注１　同左］
2　基礎的電気通信役務（法第10条第１項第３号イに規定する第一号基礎的電気通信役務又は同号ロに規定する第二号基礎的電気通信役務に限る。）に係る業務区域の減少をしようとする場合であつて、法第26条の４第２項に規定する届出を行つていないときは、様式第15の２を添付すること。	［新設］
3　［略］	2　［同左］
様式第９の３（第９条第６項第１号関係）	**様式第９の３**（第９条第６項第１号関係）
［略］	［同左］
［注１・２　略］	［注１・２　同左］
3　基礎的電気通信役務（法第10条第１項第３号イに規定する第一号基礎的電気通信役務又は同号ロに規定する第二号基礎的電気通信役務に限る。）に係る業務区域の減少をしようとする場合であつて、法第26条の４第２項に規定する届出を行つていないときは、様式第15の２を添付すること。	［新設］
4　［略］	3　［同左］
様式第９の４（第９条第６項第２号関係）	**様式第９の４**（第９条第６項第２号関係）
［略］	［同左］
［注１　略］	［注１　同左］
2　基礎的電気通信役務（法第10条第１項第３号イに規定する第一号基礎的電気通信役務又は同号ロに規定する第二号基礎的電気通信役務に限る。）に係る業務区域の減少をしようとする場合であつて、法第26条の４第２項に規定する届出を行つていないときは、様式第15の２を添付すること。	［新設］
3　［略］	2　［同左］
様式第９の５（第９条第６項第２号関係）	**様式第９の５**（第９条第６項第２号関係）
［略］	［同左］
［注１・２　略］	［注１・２　同左］